

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準

平成 21 年 3 月 31 日

20 葛総契第 339 号区長決裁

改正 平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号

平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 556 号

令和 6 年 2 月 6 日 5 葛総契第 754 号

第 1 目的

この基準は、葛飾区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 指名停止の手続き及び取扱の範囲

- 1 有資格者が別表各号に掲げる取扱要件のいずれかに該当する場合は、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
また、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、口頭による注意を行うことができる。
- 2 指名停止が行われたときは、契約担当者（葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月規則第 7 号）第 2 条第 5 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、指名停止が満了するまで、当該指名停止の有資格者を指名してはならない。

第 3 対象の特例等

- 1 別表の 2、3 又は 4 の(6)の措置要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、指名停止を行うものとする。
- 2 別表の 4 の(1)、(2)又は(5)の措置要件により指名停止の対象となる有資格者又は指名停止の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡等により、他の有資格者へ移行する場合、又は指名停止等の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止等の措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。
- 3 葛飾区が発注した工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達及びその他契約において、別表の 4 の(1)又は(5)の措置要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必

要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。

- 4 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、指名停止を行うものとする。この場合の組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表に定める期間の範囲内とする。
- 6 4又は5の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

第4 期間

- 1 有資格者が一つの事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。
 - (1) 有資格者が、別表の1の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の1に該当することとなったとき。
 - (2) 有資格者が、別表の3の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは口頭による注意を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の3に該当することとなったとき。
 - (3) 有資格者が、別表の4の(1)から(5)までの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の4の(1)から(5)までに該当することとなったとき。
 - (4) 別表の4の(1)から(5)までに該当する場合で、当該違反行為において有資格者個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
 - (5) その他特に必要であると認められるとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表の各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。
 - (1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

- (2) その他特に必要であると認められるとき。
- 4 悪質な事由あるいは斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 6 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなつた事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

第5 下請等の禁止

契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が、葛飾区が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

第6 指名保留

指名停止に係る不正行為等の事実が明らかになるまで、あるいは起訴されるまでの間は、必要に応じて指名を保留することができる。

第7 隨意契約の相手方の制限

契約担当者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の種類、履行場所等からみて、随意契約の相手方が指名停止期間中の有資格者に特定されるなどのやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

付 則（平成21年3月31日20葛総契第339号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

なお、「業者指名停止基準（平成6年12月22日付6葛総経第259号）は、同日付けで廃止する。

付 則（平成21年8月18日21葛総契第254号）

この基準は、平成21年8月19日から施行する。

付 則（平成24年10月31日24葛総契第556号）

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

付 則（令和6年2月6日5葛総契第754号）

この基準は、令和6年2月7日から施行する。

【別 表】

措置要件	期間
1 贈 賄	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が葛飾区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12月以上 24月以内
イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	9月以上 24月以内
ウ ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	6月以上 18月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における葛飾区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	6月以上 18月以内
イ 一般役員等	4月以上 12月以内
ウ 使用人	3月以上 9月以内
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における葛飾区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上 12月以内
イ 一般役員等	3月以上 9月以内
ウ 使用人	1月以上 5月以内
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における葛飾区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上 12月以内
イ 一般役員等	1月以上 6月以内
ウ 使用人	1月以上 3月以内

措置要件	期間
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等	当該認定をした日から
(1) 葛飾区発注の契約履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合	2月以上 6月以内 1月以上 3月以内 1月以上 3月以内
(2) 葛飾区発注の契約を除く関東地方における事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上 5月以内 1月以上 2月以内 1月以上 2月以内
(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1月以上 5月以内
3 契約履行成績不良 葛飾区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	当該認定をした日から 1月以上 12月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つい行為 (1) 談合 有資格者である個人、有資格業者の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 葛飾区発注の契約に関するもの イ 葛飾区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	逮捕又は起訴を知った日から 6月以上 24月以内 4月以上 12月以内 2月以上 6月以内

措置要件	期間
(2) 独占禁止法違反行為 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 葛飾区発注の契約に関するもの イ 葛飾区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	当該認定をした日から 3月以上 12月以内 2月以上 12月以内 1月以上 6月以内
(3) あっせん利得 「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）」に違反（契約に関するもの）し、契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 葛飾区発注の契約に関するもの イ 葛飾区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	当該認定をした日から 3月以上 12月以内 2月以上 12月以内 1月以上 6月以内
(4) 建設業法違反 「建設業法（昭和24年法律第100号）」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合 ア 葛飾区発注の契約に関するもの イ 葛飾区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	営業停止処分を知った日から 3月以上 12月以内 2月以上 12月以内 1月以上 6月以内
(5) 公契約関係競売等妨害 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用者が、公契約関係競売等妨害の容疑により起訴された場合 ア 葛飾区発注の契約に関するもの イ 葛飾区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	起訴を知った日から 6月以上 24月以内 4月以上 12月以内 2月以上 6月以内
(6) その他社会的信用の失つい 前5項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失ついしたと認められる場合	当該認定をした日から 1月以上 9月以内

措置要件	期間
5 入札参加における虚偽記載	当該認定をした日から
葛飾区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月以上 9月以内
6 入札参加資格申請における虚偽申請	当該認定をした日から
葛飾区の競争入札参加資格申請において、申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月以上 12月以内
7 不誠実な行為	当該認定をした日から
落札後、正当な理由がなく契約を締結しない、又は履行しない場合	1月以上 12月以内
8 その他不正な行為	当該認定をした日から
4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月以上 12月以内

別記様式1

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

葛 飾 区 長
 印

指名停止通知書

下記のとおり、葛飾区が実施する指名競争入札において指名停止を決定した
ので通知します。

記

1 指名停止期間

月 (年 月 日から 年 月 日まで)

2 指名停止の理由

(葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準 の () のに該当)

別記様式2

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

葛 飾 区 長
 印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止措置について通知しましたが、下記のとおり、当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

1 当初の指名停止期間

月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 変更後の指名停止期間

月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

3 期間変更の理由

別記様式3

文 書 番 号
年 月 日

有資格者の会社名等

代表者名 様

葛 飾 区 長
 印

指名停止解除通知書

年 月 日付(文書番号)をもって指名停止について通知しましたが、
下記のとおり、当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 指名停止を解除する日

年 月 日

2 解除の理由